

私立学校関係事務処理一覧表

(法令名等の略語)

学……………学校教育法

私……………私立学校法

細則…高知県私立学校法等施行細則

学令……………学校教育法施行令

私令……………私立学校法施行令

学則……………学校教育法施行規則

私則……………私立学校法施行規則

区分	事務内容	適用							根拠法令	様式番号	審議会諮問	書類提出期限
		幼	小	中	義	高	特	専				
認	学校の設置	○	○	○	○	○	○		学4①	1	※	開設年度の前年度の10月31日
	[申請前に私立学校設置計画概要書の提出が必要細則1②]							○	学130①	1	※	
								○	学4① (学134②で準用)	1	※	
可	学校の廃止	○	○	○	○	○	○		学4①	2	※	◎ 廃止前年の10月31日
								○	学130①	2	※	
								○	学4① (学134②で準用)	2	※	
事	高等学校の課程(学科)の設置 [申請前に私立学校課程等設置概要書の提出が必要細則1⑦]					○			学4①、 学令23	4	※	開設年度の前年度の10月31日
	高等学校の課程(学科)の廃止					○			学4①、 学令23	5	※	◎ 廃止前年の10月31日
	特別支援学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部の設置 [申請前に私立学校課程等設置概要書の提出が必要細則1⑦]						○		学4①、 学令23	4	※	開設年度の前年度の10月31日
	特別支援学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部の廃止						○		学4①、 学令23	5	※	◎ 廃止前年の10月31日
	専修学校の課程の設置 [申請前に私立専修学校課程設置概要書の提出が必要細則11]							○	学130①	7	※	開設年度の前年度の10月31日
	専修学校の課程の廃止							○	学130①	8	※	◎ 廃止前年の10月31日
	項	学校の設置者変更	○	○	○	○	○	○		学4①	3	※
								○	学130①	3	※	
								○	学4① (学134②で準用)	3	※	

区分	事務内容	適用								根拠法令	様式番号	審議会諮問	書類提出期限
		幼	小	中	義	高	特	専	各				
認可 可 事 項	収容定員の変更 (専修学校を除く。) [申請前に私立学校学則変更概要書の提出が必要 細則1④]	○	○	○	○	○	○			学4①、 学令23	6	※	変更年度の前年度の 9月30日
									○	学4① (学134②で 準用)	6	※	
	専修学校の目的の変更 [申請前に私立専修学校目的変更概要書の 提出が必要]								○	学130①	9	※	変更年度の前年度の 10月31日
	学校法人(準学校法人) の設立	○	○	○	○	○	○	○	○	私30(私64 ⑤で準用)	10	※	開設年度の前年度の 10月31日
	学校法人(準学校法人) の寄附行為の変更 (届出事項の場合もあり)	○	○	○	○	○	○	○	○	私45(私64 ⑤で準用)	11		理事会の議決後 速やかに
	学校法人(準学校法人) の組織の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	私64⑥	14	※	変更年度の前年度の 10月31日
	学校法人(準学校法人) の解散 (届出事項の場合もあり)	○	○	○	○	○	○	○	○	私50②(私64 ⑤で準用)	12	※	
	学校法人(準学校法人) の合併	○	○	○	○	○	○	○	○	私52②(私64 ⑤で準用)	13		
届 出 事 項	学校の目的の変更 (専修学校を除く。)	○	○	○	○	○	○			学令27の2①	19		変 更 前
									○	学令27の3	19		
	学校の名称変更	○	○	○	○	○	○			学令27の2①	20		
									○	学131	20		
									○	学令27の3	20		
	学校の位置変更	○	○	○	○	○	○			学令27の2①	21		
									○	学131	21		
									○	学令27の3	21		
	学則の変更	○	○	○	○	○	○			学令27の2①	22		
									○	学131	22		
									○	学令27の3	22		

区分	事務内容	適用							根拠法令	様式番号	審議会諮問	書類提出期限
		幼	小	中	義	高	特	専				
届	学校の経費の見積り及び維持方法変更	○	○	○	○	○	○		学令27の2①	23		変更前
	学校の校地又は校舎の変更	○	○	○	○	○	○		学令27の2①	24 25 26		
								○	学131	24 25 26		
									○	学令27の3	24 25 26	
	高等学校の専攻科(別科)の設置					○			学令27の2①	27		設置前
	高等学校の専攻科(別科)の廃止					○			学令27の2①	28		廃止前
	特別支援学校の高等部の学科、専攻科、別科の設置						○		学令27の2①	27		設置前
	特別支援学校の高等部の学科、専攻科、別科の廃止						○		学令27の2①	28		廃止前
	専修学校の学科(別科)の設置							○	学131	29		設置前
	専修学校の学科(別科)の廃止							○	学131	30		廃止前
学校法人(準学校法人)の寄附行為の変更	○	○	○	○	○	○	○	私45(私64⑤)で準用)	31		理事会の議決後速やかに	
事	校長の異動	○	○	○	○	○			学10	15 16		異動後速やかに
								○	学10(学133①)で準用)	15 16		
									○	学10(学134②)で準用)	15 16	
教職員の異動	○	○	○	○	○	○	○	細則4	17 18			
仮校舎の使用	○	○	○	○	○	○	○		36		使用前	
授業の停止	○	○	○	○	○	○	○	細則3	35		停止前	
学校法人(準学校法人)の理事長、監事の就任	○	○	○	○	○	○	○	私令1②	34		就任後速やかに	
学校法人(準学校法人)の役員の変更	○	○	○	○	○	○	○	私令1②	33		異動後速やかに	
項												

区分	事務内容	適用								根拠法令	様式番号	審議会諮問	書類提出期限
		幼	小	中	義	高	特	専	各				
届出事項	学校法人(準学校法人)の諸登記	○	○	○	○	○	○	○	○	私令2①	32		登記後速やかに
	海外修学旅行等の実施		○	○	○	○	○	○	○	国通知	37		出発日の1ヶ月前まで
報告事項	生徒等の事故の報告	○	○	○	○	○	○	○	○		39		発生後速やかに
	学校の被害状況報告	○	○	○	○	○	○	○	○		40		発生後速やかに
	臨時休業の報告	○	○	○	○	○	○				38		実施前
その他の	学校の廃止に係る指導要録の引継	○	○	○	○	○	○			学令31	41		
	学則証明願	○	○	○	○	○	○	○	○		42		
	登録免許税非課税に係る証明願	○	○	○	○	○	○	○	○		43		証明書を必要とする日の約1ヶ月前まで
	特定公益増進法人であることの証明申請書	○	○	○	○	○	○	○	○		44		証明書を必要とする日の約1ヶ月前まで
	特定公益増進法人であることの証明書に係る寄附金募集実績報告書	○	○	○	○	○	○	○	○		45		募集期間終了後速やかに
	仮理事の選任願	○	○	○	○	○	○	○	○		46		
	税額控除に係る証明書	○	○	○	○	○	○	○	○		47		証明書を必要とする日の約1ヶ月前まで

その他の様式等は目次参照

(注1) ※印は、審議会への諮問事項であることを示す。

(注2) ◎印は、提出期限の定めがないため、設置の場合の期限を目安とする。

(注3) 添付書類中に記載する個人情報については、法律等で提出が義務付けられているため、個人情報保護法の利用目的による制限が適用されず、本人の同意は不要。

各種申請書等提出期限

書 類 の 名 称	提 出 期 限
<p>1 私立学校設置計画概要書</p> <p>私立専修学校設置計画概要書</p>	<p>幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校、特別支援学校は学校を開設しようとする年度の前年度の4月30日</p> <p>専修学校は学校を開設しようとする年度の前年度の6月30日（各種学校は提出不要）</p>
<p>2 学校等設置認可申請書</p>	<p>学校等を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p> <p>各種学校は学校を開設しようとする日の前日の5月前</p>
<p>3 学校（専修学校を除き、各種学校を含む。）の収容定員に係る学則変更概要書</p>	<p>学則を変更しようとする年度の前年度の4月30日</p>
<p>4 学校（専修学校を除き、各種学校を含む。）の収容定員に係る学則変更認可申請書</p>	<p>学則を変更しようとする日の6月前</p>
<p>5 私立学校課程等設置概要書</p>	<p>高等学校の課程・学科設置、特別支援学校の部設置をしようとする年度の前年度の4月30日</p>
<p>6 高等学校課程設置認可申請書</p>	<p>課程を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p>
<p>7 高等学校学科設置認可申請書</p>	<p>学科を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p>
<p>8 私立専修学校課程設置・目的変更概要書</p>	<p>専修学校の課程設置・目的変更をしようとする年度の前年度の4月30日</p>
<p>9 専修学校課程設置認可申請書</p>	<p>課程を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p>
<p>10 学校法人寄附行為認可申請書</p>	<p>学校法人を設立しようとする年度（学校等の開設年度の前年度）の10月31日</p>
<p>11 学校法人寄附行為変更認可申請書</p>	<p>学校等、課程、部又は学科を開設しようとする年度の前年度の10月31日</p>

私立学校設置認可等の審査スケジュール

1. 私立学校の設置認可

学校種別	開設年度の前々年度						開設年度の前年度						開設年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校	4月末 概要書				私学審議会 報告 意見	概要承認	10月末 申請				私学審議会 諮問 答申	認可	開設
専修学校 各種学校 [概要書不要]			6月末 概要書		私学審議会 報告 意見	概要承認	10月末 申請				私学審議会 諮問 答申	認可	開設

2. 高等学校の課程・学科設置、特別支援学校の部設置、専修学校の課程設置・目的変更、学校法人の寄附行為（変更（私学審議会への諮問が必要な事項））認可

学校種別等	開設（変更）年度の前年度												開設（変更）年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
※ 高等学校 特別支援学校 専修学校 学校法人 ※	4月末 概要書				私学審議会 報告 意見		10月末 申請				私学審議会 諮問 答申	認可	開設

※学校法人の寄附行為（変更（私学審議会への諮問が必要な事項））認可については、概要書は対象外。

※私立学校の廃止、高等学校の課程等の廃止認可についても、上記に準じて審査を行う。

※概要書には「設置の趣意」「目的、名称、位置、設置の時期、課程、部、学科、収容定員、学級編制、教職員組織、施設、設備等課程等を設置しようとする学校の概要」「設置者の資産及び負債の概要」「児童又は生徒の数の確保の見込み」「他の学校その他類似施設との競合等の見込み」「その他知事が必要と求める事項」を添付すること。

3. 学校（専修学校を除き、各種学校を含む。）の収容定員に係る学則変更認可

学校種別	変更年度の前年度												変更年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校 各種学校 ※	4月末 概要書			私学審議会 報告 意見		9月末 申請					私学審議会 諮問 答申	認可	変更

※概要書には「変更の理由書」「変更の時期、課程、部、学科、収容定員、学級編成、教職員組織、施設、設備等変更しようとする学則の概要」「児童、生徒又は幼児の数の確保の見込み」「他の学校その他類似施設との競合等の見込み」「その他知事が必要と認める書類」を添付すること。

☆なお、私学審議会は上記以外の時期にも開催することがある。